

**令和 7 年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和 7 年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

- ・社会・経済情勢の変化により、少子高齢化に伴う人口減少、高齢者や子育て世帯の社会的孤立など地域課題が多様化、複雑化している。これまで地域を支えてきた地域団体も役員の高齢化や担い手不足といった課題を抱え、持続可能な地域社会のあり方に向けて検討が必要である。
- ・一方で、近年、社会貢献に対する意識の高まりを受け、地域貢献活動に参画する企業や大学・高校、NPO、個人などの存在が注目されるなど、地域コミュニティに大きな変化が生じている。
- ・本業務は、本市が抱える課題を把握したうえで、自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・まちづくり協議会・NPO 法人に対してアンケート調査を行い、各団体の活動実態や課題・ニーズについて詳細を把握することで、持続可能な地域社会の実現に向けた施策立案に寄与することを目的とする。

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）委託金額（契約上限額）

6,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。**

- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式8号）を提出すること。

5 スケジュール

- (1) 公募開始（応募書類等の配布） 令和7年7月7日(月)
- (2) 参加表明書の提出・質問受付期限 令和7年7月23日(水)17時必着
- (3) 質問に対する回答 令和7年7月30日(水)までを予定
- (5) 企画提案書の提出期限 令和7年8月20日(水)17時必着
- (6) 提案審査会 令和7年8月22日（金）（予定）
- (7) 選定結果通知 令和7年8月中（予定）
- (8) 契約締結・事業開始 令和7年9月上旬（予定）

6 応募書類等の配布

- (1) 配布開始 令和7年7月7日（月）
- (2) 配布場所 神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類 ①実施要領（本書）
②仕様書
③各種様式（様式1～様式10）

7 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
 - ア 参加申請期限 令和7年7月23日(水)17時必着
 - イ 提出書類 参加表明書（様式1）
※共同企業体の場合は、代表者が提出すること。
 - ウ 提出方法 本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。

(2) 質問の受付

ア 質問受付期限 令和7年7月23日(水)17時必着

イ 提出書類 質問票(様式2)

ウ 提出方法 本要領「10. 問い合わせ先」までEメールにより提出すること。

エ 回答方法 参加表明を行った者全員に対して、令和7年7月30日(水)までにEメールにより回答予定。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年8月20日(水)17時必着

イ 提出書類

①企画提案書提出書(様式3)

②企画提案書(様式自由)

③見積書(様式自由) ※消費税・地方消費税を含む

④業務実績調書(様式4)

⑤業務実施体制表(様式5)

⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書(様式6)

⑦共同企業体結成届出書(様式7)(該当ある場合)

⑧共同企業体結成同意書(様式8)(該当ある場合)

⑨法人・団体概要がわかる資料(様式自由)

⑩その他補足資料(任意、様式自由)

⑪電子契約システム利用確認書(様式9)※

※ SMBC クラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合、提出すること。詳細は、以下参照。

市HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html

ウ 提出方法

「PDFデータ」にて本要領「10. 問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

ア 開催時期

令和7年8月22日(金)に、神戸市役所内にて実施予定

※実施日は変更になることがある。

※開催形式含め、応募者には別途連絡する。

イ 審査方法

①提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。

また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点(=評価点)が最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

評 価 項 目				点 数
1	実施内容	調査業務に関する提案内容	提案内容全般が、本業務内容を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	30 点
			調査項目は業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か	20 点
			全般の工程やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するために効果的に設定されているか	10 点
			提案内容について、明確で、誰が見ても理解できるようわかりやすくまとめられているか。	5 点
2	実施体制	人員及び実績	管理責任者及び担当スタッフ配置が、本業務の目的を達成するにあたり、十分かつ適切か。また、十分な経験と実績を有しているか	10 点
3	事業費	見積金額	(全応募者のうち最も低い見積り金額／当該応募者の見積り金額)×10 点 (小数点以下は切り捨て)	10 点
4	その他	地元企業に対する加点	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
		社会貢献評価	応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組み ※具体的な評価事項・内容は下記参照	5 点
合 計				100 点

※社会貢献評価の評価事項・内容

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 (ミモザ企業)	認定証の写し ※神戸市の HP にて公表
・えるぼし認定 ・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・くるみん認定 ・プラチナくるみん ・トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

ウ 評価点

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は 当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。なお、評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。

- ①「調査業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員および実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

なお、委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(3) 選考結果の通知および公表

評価結果および選定結果は決定後速やかに、文書で通知する。その際の通知内容は、採用可否並びに採用受託者および各応募者の順位・点数とする。また、神戸市ホームページにも、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ 提出後の修正・変更・返却は受け付けない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に提案者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 企画提案書提出後の辞退

企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式 10）」を本要領「10. 問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。

10 問い合わせ先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 市役所 1 号館 23 階
神戸市地域協働局地域活性課 （担当：阿部、大野）
電話：078-322-6492
FAX：078-322-6133
E-mail：chiiki_kikaku@city.kobe.lg.jp